

就活生へのハラスメント防止マニュアル

株式会社栃木こすもす

1. はじめに

本マニュアルは、当社の採用活動において、就活生が安心して選考を受けられる環境を整えるための指針です。パワハラ（パワーハラスメント）やセクハラ（セクシュアルハラスメント）を未然に防ぎ、公正かつ誠実な採用活動を行うことを目的とします。

2. 禁止行為・言動

(1) パワーハラスメント（パワハラ）

- ・ 高圧的な態度で就活生を威圧する行為
- ・ 必要以上に厳しいフィードバックや人格を否定する発言
- ・ 面接中に圧迫質問を行い、精神的に追い詰める行為
- ・ 内定や選考通過を条件に不当な要求をする
- ・ 無理なスケジュールを押し付ける（深夜の課題提出、短期間での過度な課題量）
- ・ 他の企業の選考状況を執拗に聞き出す
- ・ 就活生の価値観や生き方を否定する発言

(2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

- ・ 容姿や服装、体型に関する発言
- ・ 恋愛や結婚に関する質問
- ・ プライベートな情報を詮索する質問
- ・ 身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）
- ・ 選考とは無関係な場（飲み会、個人的な誘い）への参加を強要する
- ・ 内定を条件にデートや食事に誘う

(3) その他のハラスメント行為

- ・ 宗教や思想、性別、出身地などに関する不適切な質問
- ・ 障がいや持病について、本人が話していないのに尋ねる行為
- ・ 過去の経歴や失敗をしつこく指摘し、就活生を困らせる

3. ハラスメント防止のための指針

- ・ 面接や説明会では、終始丁寧な言葉遣いを心がける
- ・ 必要な情報のみを質問し、プライベートな領域に踏み込まない
- ・ 圧迫面接は行わず、就活生の意見を尊重する姿勢を持つ

- すべての採用担当者が本マニュアルを理解し、遵守する
- 就活生が不快に感じる可能性がある言動を避ける
- 相談窓口を設置し、ハラスメントに関する苦情を受け付ける

4. ハラスメントが発生した場合の対応

- 就活生からの苦情があった場合、速やかに担当部署で確認し、適切な対応を行う
- 事実確認のうえ、ハラスメント行為を行った担当者には必要な指導・処分を行う
- 必要に応じて、社外の専門機関と連携し、適切な解決策を講じる

【就活ハラスメント相談窓口】

株式会社栃木こすもす 総務部 TEL:0282-23-6475 受付時間：8:30～17:00

5. おわりに

本マニュアルを全社員が理解し、就活生が安心して選考を受けられる環境づくりに努め、公正な採用活動を徹底します。